



島根県報

平成19年 9月11日 (火)

第 1,913 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	1
換地処分	(農 村 整 備 課)	2
教委告示		
島根県指定史跡の指定の解除 (2 件)	(文 化 財 課)	2
選管告示		
地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		3

告 示

島根県告示第741号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年 9月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中の島薬局	出雲市平田町7604	平成19年 9月 1日
調剤薬局タギ 高津店	益田市高津六丁目14番30号	平成19年 9月 7日

島根県告示第742号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年 9月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		実施する事業	事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
有限会社 Up Well	出雲市大津町2446番地	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム たくひの里	出雲市大津町3645番地	平成19年 8月27日

医療法人 水上整形外科医院	益田市乙吉町口33番地	介護予防通所リハビリテーション	あすかデイケアセンター	益田市乙吉町口33番地 水上整形外科医院 2階	平成19年8月28日
医療法人社団 水澄み会	浜田市三隅町河内451番地1	認知症対応型通所介護	認知症対応型デイサービスセンターはまぼうふう	浜田市久代町1-7	平成19年9月1日
医療法人社団 水澄み会	浜田市三隅町河内451番地1	介護予防認知症対応型通所介護	認知症対応型デイサービスセンターはまぼうふう	浜田市久代町1-7	平成19年9月1日
株式会社 ユー・シー・エス	松江市浜佐田町125	認知症対応型共同生活介護	グループホーム あゆみの杜	飯石郡飯南町頓原1070番地	平成19年8月10日
株式会社 ユー・シー・エス	松江市浜佐田町125	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム あゆみの杜	飯石郡飯南町頓原1070番地	平成19年8月10日
株式会社 ユー・シー・エス	松江市浜佐田町125	居宅介護支援	居宅介護支援事業所 あゆみの杜	飯石郡飯南町頓原1070番地	平成19年8月10日

島根県告示第743号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年8月31日付けで県営土地改良事業に係る鹿足（津和野）地区徳次工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成19年9月11日

島根県知事 溝口善兵衛

教育委員会告示

島根県教育委員会告示第8号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第31条第1項の規定により、昭和47年島根県教育委員会告示第18号で指定し昭和53年島根県教育委員会告示第7号で名称変更した次の史跡は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、平成19年文部科学省告示第109号をもって史跡津和野城跡に追加指定され、同条例第32条第2項の規定により島根県指定史跡の指定は解除されたので告示する。

平成19年9月11日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

指定告示	種別	名称	所在地	所有者	指定解除年月日
昭和47年島根県教育委員会告示第18号及び昭和53年島根県教育委員会告示第7号	史跡	旧津和野藩邸馬場先櫓	鹿足郡津和野町大字後田口388番	津和野町	平成19年7月26日

島根県教育委員会告示第9号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第31条第1項に規定により、昭和50年島根県教育委員会告示第7号で指定した次の史跡は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、平成19年文部科学省告示第109号をもって史跡津和野城跡に追加指定され、同条例第32条第2項の規定により島根県指定史跡の指定は解除された

ので告示する。

平成19年 9月11日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

指 定 告 示	種 別	名 称	所 在 地	所 有 者	指 定 解 除 年 月 日
昭和50年島根県教育委員会告示第7号	史跡	津和野藩御殿跡	鹿足郡津和野町大字後田字藩庁跡八17番1	多胡真暁	平成19年7月26日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成19年 9月11日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 12,034
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 166,945
- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

八束選挙区	3,745
仁多選挙区	4,353
簸川選挙区	7,428
邑智選挙区	6,525
鹿足選挙区	4,707
隠岐選挙区	6,501
松江選挙区	52,196
浜田選挙区	16,704
出雲選挙区	39,307
益田選挙区	14,110
大田選挙区	11,329
安来選挙区	12,107
江津選挙区	7,456
雲南・飯石選挙区	14,092
- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 166,945

